

議員報酬等について

1 議員報酬

議長	月額報酬	10,000円	日額報酬	12,000円
副議長	月額報酬	10,000円	日額報酬	11,000円
議員	月額報酬	10,000円	日額報酬	10,000円

※ 平成23年11月30日 改正

※ 月額報酬は毎月原則16日支給、日額報酬は翌月原則16日支給

2 費用弁償

(1) 議長、副議長及び議員が行政調査、委員会調査等の公務のため旅行したときは、旅費条例に規定する特別職員の旅費相当額を支給します。

なお、委員会委員が個別で調査をする場合は、1人年間10万円以内の行程の旅費を支給します。

※ 所定の調査申出書及び報告書を提出していただきます。

(2) 登庁したときの旅費

ア 居住地が名古屋市外にある議員が、本会議、委員会等に出席するため名古屋港管理組合議会議事堂に登庁した場合 実費を支給する。

イ 居住地が名古屋市内にある議員が、本会議、委員会等に出席するため名古屋港管理組合議会議事堂に登庁した場合 支給しない。

※自家用車利用の場合は、1Km当たり37円で計算した額を支給

※翌月原則16日支給

3 その他

(1) 議員報酬等事務処理手続きのため、事務局で印鑑を保管させていただきます。

(2) 本会議等で昼食を要する場合、前日までにご連絡がない限り事務局で注文し、代金を議員報酬から差し引かせていただきます。

(3) 本組合議会に関係のある国、県、市の議員等の慶弔については、事務局で議会又は正・副議長名をもって、お祝い、電報、香典等を出しております。

(4) 行政調査、委員会県外調査の旅費（運賃、宿泊費及び日当）は、事務局で預かり、経費に充てさせていただきます。